

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第63回）議事録

1 日時 令和4年9月20日（火）9：30～10：13

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、江崎 浩、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁、三友 仁志（以上2名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、近藤 玲子（総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、
植松 利紗（事業政策課市場評価企画官）、
川野 ヒロコ（事業政策課課長補佐）、
片桐 義博（料金サービス課長）、
寺本 邦仁子（料金サービス課企画官）、
浅川 貴義（料金サービス課課長補佐）、
柴田 輝之（料金サービス課課長補佐）、
山口 真吾（電気通信技術システム課長）

（3）事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

・答申案件

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度
等の在り方」について

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

・ 報告案件

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和3年度）について

開 会

○森川部会長 おはようございます。

それでは、これから情報通信審議会第63回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で先生方全員、委員8名中8名が出席し、定足数を満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際にはカメラ及びマイクをオンにし、お名前をいただいた後に御発言をお願いいたします。

あと、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

答申案件

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

○森川部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は答申案件1件、報告案件1件となります。

初めに、答申案件について審議いたします。諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友専門委員から、御説明をお願いできますでしょうか。

○三友専門委員 ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友です。おはようございます。

諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（案）に寄せられた御意見とそれらに対する考え方につきまして、接続政策委員会及びユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告いたします。

本年7月26日の部会での御審議を踏まえ、7月27日から8月31日までの間、答申案に対する意見募集が行われました。その結果、法人から5件、個人から3件、計8件の意見の提出がございました。これらの意見につきまして、9月7日に接続政策委員会とユニバーサルサービス政策委員会の合同会合を開催し、両委員会として考え方を整理いたしました。その結果につきましては、資料63-1-1にお示ししております。

また、答申案につきましては、資料編の情報更新など幾つかの形式的な修正のみを行っております。修正後の答申案は、資料63-1-2のとおりとなっております。

意見募集に対する考え方の詳細につきましては、事務局から説明いただけるということですので、御説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 事務局の料金サービス課の柴田と申します。本年9月15日より当課に着任いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料63-1-1に基づきまして、意見募集に対する考え方の詳細につきまして、説明させていただきます。

まず1ページですが、意見提出者は8件、うち法人5件となっております。

2ページ、意見1、KDDIからでございます。本答申案に記載されたそれぞれの方向性に沿って対応していくことに賛同ということで、賛同の御意見として承ります。

その次、意見2、楽天モバイルからでございます。ワイヤレス固定電話及び災害時用公衆電話への当該交付金については厳格に運用されるべきとの御意見で、考え方につきましては、これは御指摘のとおりですので、審議会としても継続的にその動向を注視していくというような書き方を、答申案の内容に沿って記載しております。

続きまして、3ページ、意見3、NTT東日本・西日本からの意見でございます。従来どおりのやり方ではこれ以上の費用削減は困難であるという御意見と、ワイヤレス固定電話の提供エリアの要件緩和について検討を希望するという御意見でございます。

考え方につきましては、NTT東日本・西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、原則、自ら設置する電気通信設備を用いることとされており、他者設備の利用は例外的に認められていると承知しています。現段階では同法に基づく申請は行われていないと承知していますが、当該申請が行われた際には、総務省による認可審査が適切に行われると承知しています。なお、いただいた御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます、と記載しております。

続きまして、第2章第2節、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り

方、1、接続料原価の範囲のところでございますけれども、意見4、KDDIからでございます。加入電話において基本料に対応する設備については基本料の範囲とみなすこと、それ以外のコア網設備を設備接続料原価の範囲とすることは適当であるため賛同という御意見で、賛同の御意見として承るものでございます。

続きまして、5ページ、意見5、ソフトバンクからでございます。営業系のオペレーションシステムコストについては、接続料原価の範囲外であると理解、また設備運営に係るオペレーションシステムについては、仮に今後システム改修が生じる場合、NTT東西からシステム改修の内容及び費用等について速やかに情報提供されるべきという御意見でございます。考え方としましては、御理解のとおり、営業系のオペレーションシステムコストについては、接続料原価の範囲外であると考えます。また、設備運営に係るオペレーションシステムについては、仮に今後NTT東日本・西日本以外の事業者に影響が出る改修が行われる場合には、NTT東日本・西日本より速やかに情報提供がされる必要があると考えます、としております。

続きまして、意見6、NTT東日本・西日本からでございます。大きく2つございまして、本来ワイヤレス固定電話の接続料は、その水準によらず、提供に当たって実際に要する費用に基づき算定されるべきという御意見と、ワイヤレス固定電話の提供に伴う効率性向上の効果を反映するのであれば、その効率性向上の実現に不可欠なネットワーク設備等の改修に係る費用についても、接続料原価に反映される仕組みとするべきという御意見でございます。考え方としましては、ワイヤレスの固定電話の接続料はPSTNを構成する設備群の一部には非効率性の排除等を行うため、LRIC方式、NGNを構成する設備群の一部には将来原価方式を用いて算定することが適当と考えます。また、ワイヤレス固定電話はNTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものでありまして、導入された結果、接続事業者の負担が増大することは適当でないため、御指摘の費用が接続料原価に反映されることは適当でないと考えます、としております。

続きまして、意見7、KDDIからございまして、ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の算定方法や、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の原価を上限とする措置について賛同するというもので、賛同の御意見として承ります。

続きまして、7ページ、意見8、ソフトバンクからございまして、ワイヤレス固定

電話用の新たな設備の構築及び維持が十分効率的なものとなっているか、その実態について接続事業者へ情報提供されるべき、その際、接続料原価が低廉化しない等、効率性に疑義が生じる場合には、速やかにLRIC方式の導入について検討すべきという御意見でございます。考え方としまして、効率性の実態について継続的に確認し、必要に応じてその結果を公表することが適当と考える、としております。

続きまして、意見9、ソフトバンクからでございます。本答申案に賛同する、ワイヤレス固定電話導入後の効率性の実態について継続的に注視することを要望するということとございまして、賛同の御意見として承ります。

続きまして、8ページ、意見10、KDDIからございまして、IP網へ移行後の接続料設定方法について、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することは適当、またIP網への移行期間中は、加入電話/メタルIP電話の接続料として算定することが適当ということで、賛同の御意見として承るものでございます。

続きまして、第2章第3節、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金に関する御意見とございまして、意見11、NTT東日本・西日本からの意見でございます。補填額の算定において、本来は加入者回線コストを、NTSコストと同様に地域別に算定することとした上で、ワイヤレス固定電話提供エリアの加入者回線コストにのみコスト削減効果を反映することが望ましいという御意見と、アクセス回線に係るコストのみに着目するのではなく、ネットワーク設備等の改修に係る費用等を含め、ワイヤレス固定電話の提供に要するコスト全体を踏まえて判断していくことが必要という御意見でございます。

こちらの1点目につきましては、御指摘のとおり現在の補填額の算定では、東日本・西日本単位で算定することとしていることから、算定される補填額には効率性向上の効果が直接反映されないものと考えます。このため本答申案では、ワイヤレス固定電話である回線の単価をベンチマーク値以下とし、当該回線による寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除することとしています。これにより、算定される補填額には、効率的向上の効果が十分に反映されるものと考えます。また2点目に関しましては、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当でないため、御指摘の費用が接続料原価に反映されることは適当でないと考えます、としております。

続きまして、10ページ、意見12、NTT東日本・西日本からでございます、ワイヤレス固定電話の提供開始後直ちにモバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になることはないため、少なくとも経過措置を設けることが必要という御意見でございます。考え方でございますが、本答申案では、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の間の経過措置を設けることが適当である旨を記載しておりますので、賛同の御意見として承ります。

続きまして、意見13、KDDIからでございます。ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価がベンチマーク値以下になるとして、当該改正の補填額を控除することを基本的な考え方としていることから、本答申案に賛同する、また、ワイヤレス固定電話の導入初期において経過措置を設けることについて賛同するというので、賛同の御意見として承ります。

続きまして、11ページ、意見14でございます、こちらはKDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルから意見をいただいております。ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果等を継続的に確認するとともに、その結果を公表すべきという御意見でございます。考え方としましては、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の進捗状況、効率性向上の効果等を継続的に確認し、必要に応じてその結果を公表することが適当と考えます、としております。

○浅川料金サービス課課長補佐　続きまして、第3章、IP網への移行に伴う補填の在り方等でございます。

ユニバーサルサービスの範囲の見直し、第一種公衆電話の市内通信について、意見15、NTT東日本・西日本からでございます。公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れており、将来的には費用負担の在り方も含めて、範囲についての議論が必要という御意見でございます。考え方といたしましては、トラヒックに占める市内通信の割合は平成19年度から大幅な減少がないことから、依然として基礎的な通信手段として重要な意味を持っていると考えております。一方で、市内通信のトラヒックは減少傾向にある点は事実でございますため、今後の環境変化を見極めつつ、補填の在り方と併せて検討していく必要がある、とまとめております。

続きまして、意見16、楽天モバイルからでございます。第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスの対象とすることに賛同という御意見でございます。

続きまして、第一種公衆電話の補填額算定についてでございます。意見17、NTT

東日本・西日本からでございます。第一種公衆電話発の市内通信がユニバーサルサービスの対象とされることに照らすと、本来は他事業者の料金設定呼についても算定対象とすることが適切という御意見でございます。考え方といたしましては、御意見のとおり、料金設定権に関わらずユニバーサルサービスの対象となっておりますが、他方で、本答申案においては、その補填額算定がより簡便となる考え方を示したものでございますので、そのように記載しております。

14ページ、意見18、楽天モバイルからでございます。第一種公衆電話の市内通話事業の収支構造について、広く公表されることが望ましいという御意見でございます。考え方といたしましては、適格電気通信事業者であるNTT東日本・西日本は、毎事業年度、基礎的電気通信役務に関する収支表を公表することとされておりますので、そのように記載しております。

○柴田料金サービス課課長補佐　　続きまして、第3章第4節、移行期間中の補填額算定方法でございまして、意見19、NTT東日本・西日本からでございます。大きく2点ございまして、LRIC方式は、音声接続料やユニバーサルサービス交付金の算定に対して適用することは適切ではないという御意見、また、IP網への移行後においても、少なくとも実際に設置されている回線種別に基づいたモデルを適用すべきとの御意見でございます。考え方といたしましては、LRIC方式は接続料及びユニバーサルサービス制度に係る補填額算定において非効率性の排除と、適正性・公平性・透明性の確保に大きく貢献していると認められます、とした上で、IP網への移行後に取り扱う回線種別に関して、いただいた御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます、としております。

続きまして、意見20、楽天モバイルからでございます。「第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値を取り、これを補填額とする」措置は、IP網への移行期間中に限り行われるものと認識している。また、NTT東西による相応のコスト削減努力もまた必要という御意見でございまして、こちらについては、御認識のとおりでございますという考え方としております。

続きまして、意見21、KDDIからでございます。第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定中の加重平均をとることについて賛同という御意見でございまして、賛同の御意見として承るもので

ございます。

続いて、16ページ、意見22でございます。ソフトバンクからでございます。緊急通報や公衆電話のコスト算定方法に関しても長期増分費用モデル研究会にて議論されており、それを踏まえた対応をとることが適当という御意見でございます、賛同の御意見として承るものでございます。

続きまして、意見23、KDDIからでございます。暫定的にモデル外での補正を行い十分に効率的な設備配置に近づけた上で、第9次IP-LRICモデルを適用することが妥当であるとされた答申案に賛同するというものでございまして、賛同の御意見として承ります。

○浅川料金サービス課課長補佐　　続きまして、17ページ目から、第4章、公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方についてでございます。

まず意見24、NTT東日本・西日本からでございます。1つ目の丸として、第一種公衆電話の撤去に当たっては2031年度末までに削減を完了するよう、計画的に実施していく考えであり、2つ目の丸として、STEP2以降の補填の在り方については、今後の状況を踏まえて適切に検討すべきという御意見でございます。考え方といたしましては、1つ目の丸、STEP2の補填の在り方については賛同の御意見として承るとともに、2つ目の丸、STEP2終了後につきましては、答申案にも記載のとおり、補填対象外とすることが適当と記載しております。

意見25、NTT東日本・西日本からでございます。撤去費用も補填の対象になることに賛同という御意見でございます。

18ページにお進みいただきまして、意見26、楽天モバイルからでございます。撤去費用も含め、全ての費用のうち真に必要なもののみがその交付の対象とされるものと認識という御意見でございます。考え方といたしましては、ユニバーサルサービス交付金については、真に必要な費用のみが計上されていると承知しております。また、第一種公衆電話の撤去費用についても答申案に記載のとおり、実際に要した費用をベースに、NTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきと考えます、と記載しているところでございます。

続きまして、ユニバーサルサービスごとの収支と補填額との関係、意見27、NTT東日本・西日本からでございます。実際の赤字額と補填額との関係については、第一種

公衆電話のみに限定するのではなく、全体での実際の赤字額と補填額の関係に着目すべきという御意見でございます。考え方といたしましては、1つ目の丸、ユニバーサルサービス交付金制度では、赤字の一部に充てるという考え方を取っておりますとともに、2つ目の丸で、補填額の算定に当たっては、対象となっている基礎的電気通信役務で異なる方法が用いられていることから、実際の赤字額と補填額との関係についても役務ごとに判断することが適当と考えます。なお、実際の赤字額をLRIC方式により算定された補填額が大きく上回る状況が続く場合は、将来的に見直しを行う必要があると記載しております。

続きまして、第一種公衆電話の設置場所の関係で、意見28、楽天モバイルからでございます。第一種公衆電話のうち、撤去が必要にもかかわらずこれが困難なものについては、第二種公衆電話への展開についても検討すべきという御意見でございます。考え方といたしましては、そのように対象期間や利用者が限定される場所については、当該電話機の利用実態等に基づく設置の必要性を考慮した上で、第一種公衆電話としての設置の可否を検討すべきと考えます、としております。

続きまして、意見29、NTT東日本・西日本からでございます。第一種公衆電話の撤去は、NTT東日本・西日本の経営判断に委ねられるべきと考えるが、第一種公衆電話の削減についても、計画どおり進むよう進めていく考え、という御意見でございます。考え方といたしましては、NTT東日本・西日本は、第一種公衆電話の削減が計画どおり進むよう優先的に取り組むことが適当ということで、答申案のとおり記載しております。

20ページにお進みいただきまして、意見30、災害時用公衆電話について、原則全額を補填対象と整理することが妥当、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算するなど負担の公平性を確保するための仕組みが必要という、NTT東日本・西日本からの意見でございます。考え方といたしましては、災害時用公衆電話の補填は、アクセス回線部分について対象とすることが望ましいと考えますが、具体的な補填開始時期や補填内容については、初期の折衝期間終了後、もしくはSTEP1期間中に検討を行うことが適当と記載しております。

意見31、楽天モバイルからでございます。災害時用公衆電話について、対象を真に必要な箇所に限り、また真に必要な期間のみ通話料を無料とするなどの方策を講じるべきという御意見でございます。考え方といたしましては、繰り返してございますが、対

象をアクセス回線部分のみにすることが適当と考えますとともに、通話に係る費用については、現在、NTT東西と接続事業者との間で相互に請求しないことが取り決められておりますので、このように記載しております。

その他といたしまして、個人からの意見、大きく2件でございます。意見32、第一種公衆電話の削減について、一定数確保していくことが必要という御意見でございます。考え方といたしまして、1つ目の段落、最後の部分、本件は本答申案と直接関係するものではないので、総務省において今後の参考とすべきと考えますとした上で、第2段落、令和4年4月1日より、新たな設置基準が施行されております。また最後に、この一定の基準が示されておる、利便性の確保に配慮した基準となっていることを説明する記載とさせていただきます。

22ページ、意見33でございますが、本答申案のそれぞれの字句について質問するような内容となっておりますのでそれぞれお答えしておりますが、説明は省略させていただきます。

本答申案に寄せられました意見と、その考え方についての事務局の説明は以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、皆様方から御意見、あるいは御質問等がございましたら、チャット機能にてお知らせいただけますか。いかがですか。

ありがとうございます。岡田委員、お願いできますか。

○岡田部会長代理 ありがとうございます。ただいまの御説明の中で3ページの意見3、NTT東日本・西日本の御意見の中で、ワイヤレス固定電話の提供を通じたメタルコストの削減効果をより高めるためにも、今後のワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話の基本料収支の状況等を踏まえた上で、提供エリアの要件緩和についても検討を希望という御意見がありました。ここでワイヤレス固定電話が導入されるエリアというのは、報告書の中では需要が極めて限定的で、メタル回線では不経済となる極めて高コストな地域と示されているわけで、このような地域は報告書の中でもおよそ60万回線程度、1平方キロメートル当たり18回線未満のエリアが想定されているということでした。

このような、メタルでは今後、不経済になるであろうエリアにワイヤレス固定を導入していくという方向性は極めて合理的なものであると思うのですが、同時に現在、こういうエリアは非常に過疎化が進行しつつある、限界集落とも言えるエリアであって、今

後の人口動態、あるいはネットワークの利用形態といったものにも非常に不確実性が大きいと考えられます。そういう意味では、多様な無線を含めたネットワーク技術を利用していくということは非常に望ましいことであろうと思われます。そういう中でワイヤレス固定電話のスペックが技術的に適切なのかどうかということも含めて、また提供エリアというNTT東日本・西日本の御指摘もあるのですが、これは並行して検討されているブロードバンド基盤ワーキンググループでも、ブロードバンドのユニバーサルサービス化という、交付金も含めた検討が並行して進められているわけで、こちらでも恐らくかなりのエリア・世帯が、ここで言っているワイヤレス固定電話の導入エリアとオーバーラップしてくるだろうと思われるわけです。

ですので、今後の技術の動向、不確実性もあるわけですが、そういったことを見越していくと、このような不採算エリアの技術の在り方については、設備構成の在り方も含めた柔軟な見直しが可能になるような制度設計が必要になってくるのではないかと思います。これは並行して今、検討が行われているブロードバンド基盤のユニバ化と、それからこちらの固定アクセスのユニバ化との交付金制度の組成のあり方も同時に検討していくことが求められていると考えます。このような検討をぜひ進めていただきたく存じます。私の意見は以上です。

○森川部会長 岡田先生、ありがとうございます。先生、資料63-1-1の資料の考え方に関して、説明いただいた意見に対する考え方の返答部分で言っていたことはそのままでもよくてということによろしいですか。

○岡田部会長代理 この文言について特に修正をとということではなく、この返答の枠内でどうこうできるお話ではないかと思います。

○森川部会長 分かりました。

○岡田部会長代理 いただいた御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えますというコメントに含まれるという理解の中で、今後、御検討いただければと思います。

○森川部会長 ありがとうございます。貴重な御指摘、ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、資料63-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方に関しては了承することにして、こちらを公表するとともに、資料63-1-2の答申（案）について資料6

3-1-3の答申書（案）のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお知らせいただけますか。

（異議の申出なし）

ありがとうございます。それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料6 3-1-3の答申書（案）のとおり答申することといたします。

ありがとうございます。三友先生もありがとうございました。

○三友専門委員 どうもありがとうございました。

○森川部会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるとのことですので、よろしく願いいたします。

○竹村総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の竹村でございます。森川部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本日、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について答申をいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

固定電話をめぐるまは、今後、ワイヤレス固定電話の提供や、PSTNからIP網への移行が予定されているほか、公衆電話の設置基準の緩和は、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加と大きく環境が変化する状況にあります。総務省といたしましては、本日いただきました答申を受けまして、早急に所要の制度整備を進めてまいります。また、NTT東日本・西日本等、関係事業者とも連携しながら、丁寧に制度の運用に努めてまいりたいと考えます。

最後に、重ねて委員の皆様方に感謝を申し上げるとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、お力添えを賜りたくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

報告案件

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和3年度）について

○森川部会長 それでは、続きまして、報告案件に移りたいと思います。NTT東日

本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和3年度）につきまして、総務省から御説明をお願いできればと思います。

なお、今回の資料63-2につきましては、「委員限り」の部分に事業者の経営上の秘密に関する事項が含まれることから、発言の際には御配慮をお願いできればと思います。それでは、お願いいたします。

○植松市場評価企画官 総務省、事業政策課の植松です。資料63-2を御覧ください。

令和3年度のNTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況につきまして、御報告させていただきます。なお、先ほど森川部会長より御説明いただきましたとおり、本資料には、「委員限り」とさせていただいている情報が含まれておりますので、お取扱いにつきましては、御配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず1ページ目を御覧ください。改めまして、本報告の背景を簡単に御説明いたします。NTT東西による光回線の卸売サービスは平成27年2月よりサービス提供が開始されておりますが、サービス卸の提供に係る適正性、公平性、透明性を確保する観点から、NTT東西から毎事業年度、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況の報告を受けるとともに、その後、平成28年5月の電気通信事業法の改正及び昨年1月の省令改正に基づきまして、全ての卸先事業者との契約内容の届出を受けておりまして、それらの報告を基に、総務省から当電気通信事業政策部会へ報告させていただいているところでございます。

2ページ目を御覧ください。今、御説明いたしましたとおり、NTT東西からの届出報告に基づきまして、サービス卸の提供状況等につきまして確認を行いました。具体的には、まず真ん中の枠の1つ目、NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の適正性につきまして、NTT東西からの報告に基づいて、競争阻害的な料金の設定の有無や、手続期間に係る不当な差別的取扱いの有無などを確認しましたところ、電気通信事業法上問題となるような行為は確認されなかったところでございます。また、電気通信事情業分野における市場検証におきまして、令和3年度は事業者別リードタイムの比較等の客観的なデータなどに基づきまして検証を行いました。現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認されませんでした。詳細につきましては、後ほど17ページ、18ページを御参照いただければと思います。続きまして、同じく2ページの枠内、下のNTT東西の各卸先事業者に対する取扱いの公平についてですが、NTT東西から届出されました各届出対象事業者との間の契約内

容間の相違点を確認しましたところ、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されませんでした。詳細につきましては、後ほど19ページ、20ページを御参照ください。

次に、3ページを御覧ください。こちらは事業者変更の提供状況につきまして、説明させていただきます。事業者変更につきましては、総務省におけるタスクフォースでの提言を踏まえまして、令和元年7月より、電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする事業者変更の提供が開始されております。直近の提供状況としましては、上の枠の中の一番下の行に記載しておりますけれども、令和3年度の事業者変更の実施件数は、令和2年度と比べまして増加している状況となっておりますのでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。サービス卸に関する検討やその後の対応状況につきまして報告させていただきます。サービス卸に係る制度的検討につきましては、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証における最終答申を踏まえまして、接続料の算定等に関する研究会において、卸役務の提供状況との適正性、公平性、透明性の確保のために必要な検討が行われているところでございます。

本研究会での検討を踏まえまして、冒頭にも申し上げましたけれども、昨年、令和3年1月の省令改正により、光サービス卸の契約の届出制度の対象をNTT東西の特定関係事業者等から、光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者に拡大しております。また、令和2年9月に策定しました指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づきまして、光サービス卸の料金の適正性についてNTT東西が自ら検証を行いまして、昨年2月の検証に続きまして、本年1月にも検証結果を公表いたしました。本検証によりまして、NTT東西による費用項目や、卸料金と接続料相当額との差額が示されたことによりまして、卸料金の一定の透明性の担保に寄与したものと考えられますが、引き続きNTT東西において本検証を実施し、検証結果を確認していく予定でございます。

また、さらに本年6月に成立しました改正電気通信事業法におきまして、事業者間協議がより実質的、活発に行われるための環境整備としまして、卸役務について、正当な理由がない限り特定卸役務を提供する義務を課すとともに、卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者料金の算定方法等の情報を提示する義務を課すという規律を新たに整理したところでございます。本制度整備も踏まえまして、今後のサービス卸に係る料金の低廉化、提供条件の柔軟化等の進展状況を注視してまいりたいと思っております。

最後に参考資料の部分につきまして、サービス卸の市場動向を簡単に説明させていただきます。8ページを御覧ください。本年3月末の時点でF T T Hの契約数全体は3,667万契約、そのうち卸契約は1,986万契約と54.2%を占めている状況となっております。当該1,986万契約のうちN T T東西が占める割合は82%となっております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。去本年3月末におけるN T T東西のサービス卸の卸先事業所数は819者となっております、事業者数は横ばいとなっております。その他の資料は後ほど御参照いただければと思います。

総務省としましては、引き続きN T T東西のサービス卸が電気通信事業法やサービス卸ガイドラインに即して適切に計上提供されていくよう、注視してまいります。以上、N T T東西のサービス卸の提供状況情報に係る報告をさせていただきました。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

- 森川部会長　ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見あるいは御質問等がございましたら、チャット機能にてお知らせいただけますか。いかがですか。特に何か御意見、御質問等はございませんか。よろしいですか。ありがとうございました。

閉　　会

- 森川部会長　それでは、本日の議題は以上となります。皆様方から何かございますか。事務局から何かございますか。

- 久保田総合通信管理室長　特にございません。

- 森川部会長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。朝からありがとうございました。